



ご利用ください 各種融資制度など



融 資

市では、中小企業の経営安定化や勤労者の生活改善などを目的とした各種の融資制度を実施しています。

●小口融資制度

中小企業の経営安定を図るため、信用保証協会の保証を活用した融資制度です。

▼対象 市内で一年以上引き続き同一事業所を営む従業員二十人以下の事業所

▼融資額 一千二百五十万円以内（十万円単位）

▼資金使途 運転資金、軽易な設備資金

▼返済期間 九十六カ月以内

▼利率 年0・8%（ほかに保証料0・65%または0・94%が必要）

▼申し込み 市内の銀行・信用金庫の各支店または市役所商工観光課

既借入などによっては、融資が受けられない場合もあります。

●住宅資金・

生活安定資金融資制度

市内の勤労者の生活改善と

福祉向上を図るためのもので、労働金庫と提携している融資制度です。

【住宅資金融資制度】

▼内容 一世帯一物件で五十万円以上五百万円以下（返済は二十年以内で年利3・04%）

金融機関から住宅関連の融資を受けている場合は、その状況によって本制度を利用できないことがあります。

【生活安定資金制度】

▼内容 一世帯百万円以内（返済は四年以内で年利2・43%）

対象はいずれも市内に一年以上居住し、かつ同一事業所に一年以上勤務する満二十歳以上の方（返済期日満了時満六十五歳以下の方）。

申し込み・お問い合わせは東海労働金庫多治見支店（☎230133）へ。

●土岐市中心市街地等

出店資金融資制度

商店街の活性化を図るため、中心市街地などに新たに开店される方への融資制度です。

▼融資額 一事業者五百万円

以内（出店資金総額の二分の一以内）

返済は最長七年（据え置き一年含む）で、利率二%固定金利（信用保証付きの場合1・6%）

▼対象者 対象地域に新たに店舗または事業所を開設する個人または法人で、事業の内容は小売業、飲食業などで一般の消費者を顧客とするもの

▼対象地域 中心市街地活性化基本計画に定める範囲 都市計画法に定める用途区域のうち、商業区域・近隣商業区域（JR中央線の北側を除く）

大規模小売店舗へ出店する場合を除きます。

申し込み 市内の銀行・信用金庫の各支店

申し込み 市内の銀行・信用金庫の各支店

補助

●土岐市小口融資等

利子補給制度

十二月三十一日までに各融資制度（市小口 県小口 緊急 協会小口 中心市

街地等出店資金）を利用された方を対象にその利子の一部を補給します。

▼利子補給額 年率2%の額または支払った利子の額のいずれか低い額

●土岐市ベンチャー

企業等支援制度

地場産業の新たなビジネスチャンスの創造やベンチャー企業の育成を推進する制度で、県融資制度（ベンチャー企業等支援特別資金 経営革新等企業再生支援特別資金 ハイテク・ハイタッチ産業育成特別資金）を利用された方を対象に補助を行います。

資金使途によっては対象とならないこともあります。

▼補助金額 融資金額に一定の率を乗じた額。ただし、一事業者二百万円を限度

▼対象期間 平成十六年三月三十一日までに融資実行されたもの

詳しくは、商工観光課（内線232）へお問い合わせください。

詳しくは、商工観光課（内線232）へお問い合わせください。